

出版文化と相俟つて徳川期までの日本でどう広まつていかを知らしめている。

こうしたことを勘案するに、山東京伝の豊かな知的背景とその手法は、近世文人が禅籍をどう受容したかを示し得るもので、影響関係を知らしめる点で興味深い。また、山東京伝との交流が深かつた太田南畠（蜀山人、一七四九—一八二三）には同時代的認識があり得ると考えられ、伊藤若冲（一七一六—一八〇〇）の画に蜀山人が狂歌を添えた「盧葉達磨図」など、禅文化を受容した（或いは茶化したような）作品も重要な参考例となり得る。更に、歌川豈国（一七六九—一八二五）が作画を担当した『本朝酔菩提全伝』は、河鍋暎斎（一八三一—一八八九）など後代の浮世絵へ影響を与えた一種の禅画とも位置付け得る。これらの点をたどることで、一休とその像が宗門と世俗を結んでいく変遷を辿り得るのであり、そうした追跡こそが禅文化史の具体的位相と捉えるうえで求められるものと考えられる。

人工妊娠中絶を変革する「流産誘導剤」

—— Women on Web の実践 ——

渕上 恭子

一九八〇年にフランスのルセル社が開発した経口中絶薬（一般名「ミフェエピリストン」、商標名「RU 4 8 6」として知られている「流産誘導剤」）は、妊娠七週以内に服用した場合の中絶成功率が約九八%にのぼる。経口中絶薬は、二〇一二年ま

で世界の八二の国と地域で承認されており、医師の処方のもとで広く利用されている。世界保健機関（WHO）が二〇〇五年に経口中絶薬を「必須医薬品」に指定し、「安全で効果的な中絶」の方法として推奨している。

その一方で、日本では、経口中絶薬の導入がなかなか進まず、女性の心身を著しく傷つける爬搔法による人工妊娠中絶手術が続けられている。今日、経口中絶薬によるメディカル・アボーションが世界標準となっている中で、日本の産婦人科医師等が、爬搔法に固執するのは、人工妊娠中絶手術を「胎児の生命の抹殺」という悪行をはたらく女性に対する「懲罰」と見ているからではなかろうか。そのような懲罰的な人工妊娠中絶手術を拒否する日本人の女性たちは、自國で妊娠中絶が禁じられていたり、薬による妊娠中絶ができないで苦しんでいる女性たちに、経口中絶薬を送り届ける活動を行っているカナダの非営利団体のウイメン・オン・ウェブ（Women on Web、二〇〇五年にオランダ人産婦人科医師のレベッカ・コンバーツが設立）に支援を求めている。

本報告で、ウイメン・オン・ウェブに支援を求める日本人女性たちの語りから見えてくる日本の人工妊娠中絶の問題点を解明し、経口中絶薬が切りひらくメディカル・アボーションの可能性を探究する。

爬搔法による外科的妊娠中絶手術とは異なり、経口中絶薬を服用しての妊娠中絶（メディカル・アボーション）は、配偶者の同意を得なくとも、また産婦人科医師の手を借りなくても、女性が自力で行うことのできる「自己管理中絶」（self-managed

abortion）を可能にする。妊娠七週から九週までの妊娠初期の流産を促す経口中絶薬によつて中絶されるのは、（妊娠一〇週以降の母体内生命体を指す）「胎児」ではなく、（妊娠七週以内の）「胎芽」である故、メディカル・アボーションは「胎芽」を人工妊娠中絶の対象として規定している）「母体保護法」の定める「人工妊娠中絶」には当たらないと考えられる。

メディカル・アボーションとは、人工妊娠中絶反対論者（プロライフ）が好んで口にするような、「胎児の生命的抹殺」ではなく、「望まぬ妊娠」をした女性が、自らの意思で中絶薬を飲んで、受精卵が胎児になる前の「胎芽」の段階で、人工的に流産を引き起こし、「妊娠を終わらせる」ことであるといえよう。

メディカル・アボーションは、これまで産婦人科医師の支配下に置かれていた「人工妊娠中絶」を、女性自身の意思による「妊娠中止」に変える。また、メディカル・アボーションは、「望まぬ妊娠」をした女性が、これまで人工妊娠中絶に付きまとつてきた「殺人」「罪悪」「懲罰」等のステigmaを拭い去り、「妊娠を終わらせた」ことを「自分自身で決めたこと」として受け入れる手立てとなる。そして、メディカル・アボーションは、妊娠した女性自身による「自己管理中絶」を可能にし、「セクシャル・リブロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に基づく女性の「自己決定」の実現に寄与すると思われる。